

令和元年6月17日

保護者 様

熊本県立小国高等学校  
校 長 打越 博臣  
育志会会長 室原 紀彦

夏季休業中の学校閉庁日及び県立学校における敷地内全面禁煙について  
入梅の候、皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、日ごろから本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、心から感謝いたして  
おります。

さて、夏季休業中の学校閉庁日については、児童生徒等及び教職員の心身の健康の  
増進や教職員の働き方の見直し等の観点から、昨年度から全県立学校において導入さ  
れております。今年度、本校におきましては、下記のとおり実施いたしますので、保  
護者の皆様の御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、健康増進法の一部改正に伴い、熊本県では、受動喫煙により健康への影響が  
大きい子ども等が主として利用する施設については、敷地内全面禁煙とするとの方針  
が示されました。この方針に基づき県教育委員会では、来る7月1日から県立学校に  
ついては敷地内全面禁煙とすることを決定し、先日、全県立学校に通知されましたの  
でお知らせします。

## 記

### 1 夏季休業中の学校閉庁期間

令和元年8月13日（火）から8月15日（木）までの3日間

### 2 実施内容

- (1) 原則、生徒等は登校させず、校内・校外を問わず、部活動等も実施しません。
- (2) 各種証明書の発行等の窓口業務を行いません。
- (3) 学校閉庁期間中は、問い合わせ等に対応する者がいないため、留守番電話での  
対応になります。学校閉庁期間中（8：30～17：15）に、緊急な連絡が必  
要な場合には、下記の県教育庁関係課へ連絡ください。

生徒等について	高 校 教 育 課（096-333-2685）
	体 育 保 健 課（096-333-2711）
教職員について	学 校 人 事 課（096-333-2694）